

III - 2 - 第 2 部 - 第 2 章

外国ルーツの子どもの不就学 —2000 年国勢調査の結果から—

千年よしみ*

1. はじめに

外国人の子どもの不就学問題が指摘されるようになって久しい。中でも深刻の度合いが増しているのが、1980 年台後半から 1990 年代初頭にかけて急増した南米日系人の居住者が多く住む自治体である。例えば、ブラジル人が多数居住する静岡県浜松市では入管法改正（1990 年）を境として、1991 年からブラジル人の子どもの来日が急増し、小学校・中学校への子どもの編入学が増加した（渡辺 1995b）。しかし、この時点においては、まだ子どもの不就学は問題となっていなかった。唯一指摘されたのは、11 月か 12 月に日本に入国した場合、子どもが 4 月に学校に入学するまで不就学状態におかれる場合がある、という点である（渡辺 1995a）。

外国人の子どもの不就学が大きな問題として取り上げられるようになるのは、静岡県、愛知県など南米日系人が多く居住する東海地方を先駆けとして、1990 年代の後半からである（渡辺 1995a; 宮島・太田 2005）。そして、この問題が全国的に注目されるようになったのは、2001 年に設立された「外国人集住都市会議」¹においてであろう（外国人集住都市会議 2006）。初回の会議において採択された「浜松宣言・提言」では子どもの教育に焦点が当てられ、(1)公立学校の日本語等の指導体制の充実、(2)就学支援の充実、が謳われている。また、2006 年に提出された四日市宣言においては、「未来を担う子どもたちのために」と題して子どもの就学問題に焦点をあてており、子どもの教育に関する支援策について様々な提言がなされている（外国人集住都市会議 2006）。

このように、外国人の子どもの不就学問題はニューカマーと言われる南米日系人が多く居住する地方自治体において、近年になり大きく取り上げられるようになってきた。このような現実と共に、研究者の関心も就学問題に向けられることとなり、既に数多くの社会的、教育学的研究が積み重ねられている（佐久間 2006; 小内 2003a, 2003b; 鍛冶 2003; 池上 2001）。一口にニューカマーの子どもの不就学に関する研究といっても、その範囲は様々な分野に及んでいる。それらには、不就学状態にある子どもの数と不就学率²の推定、子どもの家族に見られる不就学の要因、子ども同士の人間関係や日本語能力といった子ど

* 本論文に用いた 2000 年国勢調査の個票を使用するにあたっては、目的外申請を提出する際に総務省統計局統計調査部国勢統計課の方々、特に近藤調査官（当時）、奥野指導係長（当時）に丁寧にご指導頂いた。感謝申し上げます。

¹ 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政と地域の国際交流協会等によって設立された。現在の会員都市は、太田市、大泉町、上田市、飯田市、大垣市、美濃加茂市、可児市、浜松市、富士市、磐田市、湖西市、豊橋市、岡崎市、豊田市、西尾市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市の 18 市町である。

² 就学すべき子ども（義務教育相当年齢）に占める不就学（就学していない子ども）の割合。

もにまつわる不就学要因、そして日本の教育行政上の制度などに見られる、外国人の子どもの不就学を生み出しがちな構造的要因、がある。また、外国籍の子どもを対象とした教育支援策に関する研究も多くみられる（佐久間 2005; 坪谷 2005）。つまり既存の研究を整理すると、(1)不就学の子どもの数や不就学率の推定、(2)不就学の規定要因、がこれまでの主要な研究関心だった。しかし、これまでの研究はもっぱらニューカマーが集住する特定地域から得られた情報に依拠している。よって、このような調査から得られた知見はその地域においては適用可能であろうが、他の地域や他の国籍の子どもに一般化することはできない。

本稿の目的は、日本全国を対象として義務教育に相当する子どもの就学状況を把握し、就学を規定する要因について探ることである。対象とするのは 7~14 歳の子どもである。子どもの国籍によって、就学状況や家族・世帯主の属性に大きな違いがあることが予想されるため、日本、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ブラジル、ペルーの 6 カ国に分けて分析を行う。国籍別に子どもの不就学率を把握し、それぞれについて就学状況に影響を及ぼす要因を検討する。データには、2000 年国勢調査を用いる。

なお、本稿で用いる「不就学」、「外国籍」、「日本国籍」の定義について触れておく。「不就学」とは、義務教育の年齢に達していながら教育機関に在籍しておらず、教育を受ける機会を持たない状態を指す。一方、学校に在籍していながら何らかの理由によって通学しない状態にあることを「不登校」という（佐久間 2006; 太田・坪谷 2005）。本分析では、データの制約上、不就学と不登校の区別はつかない。従って、両方を合わせて「不就学」とする。「外国籍」は、文字通り日本以外の国籍である。本分析では、外国籍に無国籍を含めた。無国籍の子どもは数的には少ないため、独立の分析には耐えない。しかし、無国籍の子どもは国家による行政サービスをどこの国からも受けられる保障が無いため、外国籍の子どもよりも不利な立場に置かれている（山田 1998; 錦織 1997）。よって、分析に含めることにする。「日本国籍」は、日本の国籍を持つ子どもを指す。通常、日本国籍を持つ子どもは、両親も日本国籍を持つ日本人ネイティブである。しかし、本稿ではデータの制約上³、日本国籍の子どもは、日本国籍と外国籍の両親を持つ子どもを指す。つまり、本分析中の「日本国籍」の子どもとは、日本人と外国人との国際結婚によって生まれたダブルの子ども達のことである。日本人ネイティブと他の国籍の子どもの状況を比較することが出来ないのは残念である。しかし、国際結婚数の上昇により、外国籍と日本国籍の両親を持つ子どもが増えているにもかかわらず、日本国籍のダブルの子ども達の現状はほとんど把握されていない。また、日本人と外国人との間に生まれて日本国籍を取得したものの両親が離婚し、外国籍の親と住む母子家庭の子どもも「日本国籍」の中に含まれる。日本国籍と言っても一概にこれまでの常識が通じなくなりつつある今日、国際結婚による日本国籍

³ 本分析で用いた国勢調査のデータのサンプルは、世帯に少なくとも 1 人の外国籍の者がいる世帯の世帯員全員である。従って、日本国籍の子どもは、全て外国籍と日本国籍の両親のもとに生まれた子どもとなる。

の子どもを研究対象に含めるのも、意味があることと思われる。

2. 先行研究

(1) 不就学率の把握

不就学率に関しては、ニューカマーが多数居住する地域において、報告されている。最もよく知られているのが、1998-99年に実施された愛知県豊橋市によるニューカマー外国人登録者の日本の学校への就学調査である。この調査では、小学校相当年齢で25.0%、中学校相当年齢で45.5%という高い不就学率が示され、ニューカマーの子ども達の不就学について世間の関心を集める端緒を開いた(宮島・太田2005)。しかし、外国人の子どもの不就学率を正確に把握することは非常に困難である。その理由として以下の2点があげられる。

(1) まず、たとえ日本の学校に在籍していなくとも、ブラジル人学校など日本の学校以外の教育機関に在籍している可能性がある。(2) 次に、自治体において外国人登録はされてはいても、母国へ帰国していたり、日本国内の他の地域に移動していたりなど、当該自治体から転出している可能性がある。外国人集住都市会議でも初回から指摘されていることであるが、外国人登録では転入手続きは義務づけられているものの、転出の際の手続きは義務づけられていない。自治体は外国人登録名簿を基に調査を行うが、そもそもその外国人登録名簿自体が現在の外国籍人口の居住状況を正しく把握しているわけではない。このような外国人登録制度の不備により、外国籍住民の転出入が正確に把握できず、ひいては外国籍の子ども就学状況を正確に把握することが不可能となっている。1998-99年の豊橋に続き、ニューカマーが多く居住する自治体を中心に不就学の子ども数・割合を特定する調査が次々と実施された(長野県外国籍児童就学援助委員会2006;群馬県邑楽郡大泉教育委員会2004;愛知県豊橋市企画部国際交流課2003)。以下、ブラジル人学校への就学や、転出したケースを考慮した調査について触れる。

2002-2003年度に実施された群馬県邑楽郡大泉町教育委員会による調査では、詳述した外国人学校在籍・転出の可能性を考慮して不就学児童数と割合を推定している(群馬県邑楽郡大泉町教育委員会2004)。この調査の特徴は、ブラジル人学校就学や転出・帰国を除いた上で不就学数・率をはじき出していること、そして、2002年・2003年と2年続けて不就学の実態把握を行っていることである。不就学の子どもを正しく把握するため、公立小中学校・ブラジル人学校・ブラジル塾等に在籍していない児童生徒224名を個別訪問する方法をとっている。初年度の第1次調査では、公立学校・ブラジル認可校に就学している子どもが58.7%、ブラジル塾・託児所に行っている子どもが11.4%、転出・帰国が25.7%、そして不就学が4.2%であった。帰国・転出した子どもを除くと、不就学の割合は5.6%である。2003年に実施された第2次調査では、公立学校・ブラジル認可校に就学が47.0%、ブラジル塾・託児所が24.1%、転出・帰国が24.9%、不就学が4.0%となっている。帰国・転出した子どもを除くと不就学の割合は5.4%となる。2年間の調査結果から大泉町では、不就学率は概ね5%台であることがわかる。

岐阜県可児市もブラジル人人口の多い地域であるが、ここでも2003年に就学実態調査を実施している(小島・中村・横尾 2004)。この調査は、外国籍の小学校1年生から中学校3年生の子どもを対象とし、2003年4月から8月を「前期」、2003年9月から2004年3月を「後期」として、前期・後期それぞれの時期の子どもの就学状況を調査している。この調査において不就学率は、前期で4.2%、後期で7.2%であった。しかし、この数値は、居住が確認できなかった子どもを含めての割合である。居住不明のため就学が確認出来なかった子どもを除くと、不就学率は前期で5.8%、後期で10.0%に達する。同じ1年の間でも、月によって不就学児童数に変動があることが見て取れる。

太田・坪谷(2005)は、全国レベル・都道府県レベル・市町村レベルにおいて、不就学の子どもを量的に把握する様々な調査結果をまとめている。それによると、全国レベルで不就学の状態にある子どもの数は万単位で存在する。都道府県レベルでの調査は、長野県と東京23区の推定値を得ている。長野県では、外国人登録者全体の24.6%、東京23区では割合は出ていないが、数千人規模と推定している。市町村レベルにおいては、外国人集住都市会議の会員都市において数値が算出されている。佐久間(2006)は、日本の公立学校へ就学している者が40%前後、民族学校や塾が30%前後、帰国や転校で就学状況不明の者が20%、不就学が10%前後と推定している。しかし、帰国・転校の中にも不就学の子どもがいる可能性があるため、不就学は10%よりも高いかもしれない。

このように、外国籍の子どもの不就学問題は大きな脚光を浴びることになったものの、全国、都道府県、市町村いずれのレベルでも実態把握がきちんとなされているとは言い難い状況にある。しかも不就学の調査が行われているのは、ニューカマーの多く居住する自治体に限定されている。また、ニューカマーの居住する地域において実施されている不就学の調査についても、定義や算出方法はまちまちである。現実には以下の三つの理由により、教育を受けていない子どもの数はここで算出されたものよりも高くなる可能性がある。(1) まず、日本国内での転出の場合、転出先で不就学になっている可能性がある。(2) 超過滞在などの非正規滞在者は、不就学の子どもの割合を算出する際、その分母にも入っていない可能性がある。というのも、ほとんどの自治体による就学状況の調査は外国人登録名簿を元に調査対象者を抽出しているからである。たとえ不正規滞在者であっても外国人登録は出来るはずであるが、多くの外国籍の非正規滞在者は入管への通報を恐れて外国人登録をしていない。従って、非正規滞在者の子どもは、抽出名簿からも落ちている可能性が高い。(3) 数は少ないが、無国籍の子どもは外国籍児童よりも不利な立場に置かれている状況が多々あり、不就学に至るリスクが高いグループと考えられる。しかし、無国籍の子どもの実態についても十分に解明されていない。

(2) 不就学の要因

次に、不就学の規定要因に関する先行研究を振り返る。不就学の規定要因を体系的に整理したものに、宮島の研究があげられる(宮島 2003)。宮島は、不就学に至る子どもを取り

巻く環境要因として以下の5つをあげている。第一に、親の国内での移動の回数の多さである。第二に、クラスメートからのからかいやいじめの経験である。第三に、家族の中の人間関係及び親の不和である。第四に、将来の目標や計画の不透明さであるそして第五に、もちろん日本語の問題、とりわけ教科の日本語や日本的知識を学習する上での困難があげられる。

まず、一つめの国内移動の頻繁さであるが、以下のようなケースが考えられる。例えば、入学前年の秋に就学案内を受け取って後、親の職の関係でその地域から転出してしまった場合、転出先で就学する機会を失う可能性がある。また、ブラジル国籍者の場合、国内での移動の他にも日本と母国間の移動が頻繁な場合が多く、その間に子どもが就学しなくなるケースも考えられる。二つめは、いじめやからかいが基で不登校に陥る場合である。三つめの家族関係については、以下のようなケースが考えられる。例えば、親が経済的に不安定な状態にあること、親の失職、及び、長時間にわたる労働時間等である。特に多く見られるのが、来日してから学校に通うまでに間があいてしまうケースである（イシカワ 2005）。これは来日後、すぐに親の職業が決まらなかったため、という場合が多い。また、両親共に長時間勤務に従事している場合、弟や妹の面倒を見るため学校に行かず不就学に至る、というケースも多い（イシカワ 2005; 竹ノ下 2005）。また、子どもが母語を喪失することで親とのコミュニケーションが困難になり、子ども自身が多くの判断をしなければならぬ場合にも、不就学に至るケースが多く見られる（宮島 2003）。異国で就学を継続するには親のサポートやアドバイス、励ましが大きく影響するであろうが、それが受けられない状態にあると不登校にいたる可能性が高くなる。四つめの将来プランの不透明さからもたらされる不就学は、3年後・5年後に自分がどこにいて何をしているか、という見通しが持てない状況が就学の動機付けをそぐ場合である。日本への移動はあくまでも親の都合である。しかも、親の方でもあと何年くらい日本に滞在するのか、帰国してもまた日本に戻ってくるのか、といったことが不透明なままである。このような環境では、計画を立てても近い将来、現在とは異なった状況にある可能性が高く、学習への動機付けを維持することが難しい。また、米国と異なり、自分と同じ国籍出身者で自分のモデルとなる人物がいないことも学習・進学への意欲を保つ上でマイナスに働く（田房 2005）。兄弟がいれば、彼・彼女の進路が影響を及ぼすこともあるかもしれない。しかし、一般的に言って、外国ルーツの子どもは日本国籍の子どもと比べて不確定要素が非常に大きい。

外国籍の子どもが不就学に至る要因として佐久間（2006）が強調するのは、構造的要因である。構造的な要因とは、日本の学校、教育委員会、地方自治体、ひいては日本の外国人政策・教育政策等の社会構造が日本国籍を持たない子どもに対して不就学状態になることを許容するような制度・姿勢を持っていることを指す。その具体的な状況については、佐久間(2006)、宮島（2005）を参照されたい。

構造的な要因である日本の学校制度の具体例として、硬直した日本の学校のあり方があげられる。例えば日本の公立学校は日本語のみによる単一の文化を前提として成り立って

いる（小内 2003； 太田 2005）。このような前提では、母国語や母国の文化の維持を願う外国人の教育欲求を満たすことはできない。外国籍の子どもは、言語の習得や学業の面でもハンディを負うことになり、経済的負担は公立学校の方がブラジル人学校よりも格段に軽いにもかかわらず、公立学校に就学させようという親のインセンティブも低くなる。また、日本の学校に特有の差異を認めない形式的な平等教育、日本人のための教育が学校側の構造的要因としてあげられている。（太田 2005； 竹ノ下 2005）。教育委員会のあり方にも外国籍の子どもを不就学に陥れる構造がある。例えば、日本の公教育において外国人の子どもには就学の権利はあっても義務は無い。これは日本における在日韓国・朝鮮人に対する対応に準じるものであり、ニューカマーの子ども達への教育に関する基本方針は、オールドカマーへの対応をそのまま引きずっていることが指摘されている（佐久間 2006； 小島・中村・横尾 2004）。

その他の子どもの不就学を産み出す構造的な要因としては、非正規滞在者に対する対応が真っ先にあげられるべきであろう。親が非正規滞在者である場合には、就学年齢に達する子どもがいても就学案内は送付されない。これなど、親の日本における滞在上の地位が、子どもの基本的権利に影響を与える結果となってしまっている。世界人権宣言では、「すべての人は、教育を受ける権利を有する」と謳われている。日本国民であれ外国人であれ、人は等しく教育の権利を保障され義務を果たされる必要がある。それは、外国人の保護者に在留資格の無い場合でも同じである（手塚 1999）。

構造的要因の新しい側面として、佐久間（2006）は自治体間での教育行政のあり方の不公平な実態を指摘している。外国人の子どもに関する自治体の政策は千差万別であり、子どもはどこに住むかで全く異なる待遇を受ける結果となる。自治体間で格差が見られる対応には、超過滞在者の子どもの受け入れ、過年⁴の適用、15歳以上の生徒の受け入れ等、幅広い範囲に及ぶ。超過滞在者の子どもの受け入れに関して言えば、受け入れる自治体、受け入れない自治体とその対応は大きく異なる。このような自治体間の対応の格差は、これまで見過ごされてきた重要な問題であり、早急に対処すべき事態である。

日本に先駆けて既に多くの外国人を受け入れている欧米諸国（ドイツ、オランダなどヨーロッパ諸国やアメリカ、カナダ）では、義務教育就学年齢の子どもと共に在留する外国人の保護者には、在留要件の最も重要なものとして、子どもの義務教育就学義務を課している（手塚 1999）。これは日本の教育行政とは180度異なる対応である。⁵このような背景を反映してか、アメリカにおける移民の子どもに関する研究は、圧倒的に子どもの語学習得や学業達成に関するものである（Portes and Rumbaut 2001； Schmid 2001； Bankston 2004； Hao and Bonstead-Bruns 1998）。⁶外国籍の子どもが就学自体がテーマと

⁴ 過年とは、子どもの年齢に応じた学年に機械的に入れるのではなく、親の要望や本人の学力を考慮して、柔軟に対処すること。

⁵ 他の在留要件としては、生活手段の確保、家族の人数に見合った住宅の確保がある。

⁶ これまでの研究から、特にアジア系の子どもの学業達成度が高いことが一貫して指摘されている。最近の研究では、アジア系の子どもが居住するエスニック・コミュニティにおける社会的ネットワークの強さ

して扱われるのは、義務教育以上の場合である。例えば Hirschman (2001) は、15～17歳の移民の子ども⁷の高校への就学について分析を行っている。この結果によると、ほとんどの移民の子ども、特にアジア系の子どもはネイティブのアメリカ人と同程度かそれ以上に、高校に就学する確率が高かった。一方、ヒスパニック系、カリブ系の子ども達はアメリカ社会での滞在が長期であっても高校に就学しない確率が高かった。特に不就学の割合が高かったのは米国に入国したばかりのメキシコ人で、その割合は40%を超えていた。このように高校の就学は、子どもの国籍による違いが大きいのが特徴である。子どもの就学に与えるその他の重要な要因としては、両親の学歴、親の不在、居住地区があげられている。当然ながら親の学歴が高いこと、両親がそろっていること、居住地区が郊外であることは、子どもの高校就学プラスに作用している。

3. データと分析方法

本分析で用いるのは2000年国勢調査の個票である。国勢調査は1920年から5年ごとに行われている。国勢調査の中でも1920年から10年ごとに行われる調査は調査事項の多い大規模調査である。2000年国勢調査は大規模調査年であり、世帯員の性別、出生年月、配偶関係、国籍、現住所での居住期間、在学状況、就業状態、就業、職業、通学地、世帯の種類、家計の収入の種類、住宅床面積など22項目にわたって設問が用意されている。

国勢調査をデータとして用いる上で、分析上有利な点と不利な点を見極める必要がある。有利な点としては、全国レベルで子どもの就学状況を把握することが可能となる点⁸があげられる。前述したように、これまでの研究はデータの制約上、どうしても外国人集住地域に限定されていた。全国レベルでの外国ルーツの子どもの就学状況を把握することにより、地域に特有な結果ではなく全体的な傾向をつかむことができる。二つめに、全数調査であるため、オーバーステイなどの非正規滞在者もサンプルに入ることが前提とされている点⁹があげられる。もちろん国勢調査でも非正規滞在を通報されることを恐れ、記入しないなどの反応があることは考えられる。⁸三つめに、サンプル数の多さがあげられる。サンプル数が大きいことにより、より正確に変数が子どもの不就学に与える効果を推定することができる。また、国籍別の分析を行うことも可能となる。これまでの不就学に関する研究は、人口規模が大きいことや集住居住する傾向が強いこともあり、もっぱらブラジル国籍に限定されていたきらいがある。国勢調査のデータを用いることにより、これまであまり分析されることのなかった国籍の子どもについても、様々な変数の効果を推定することが可能となる。⁹

が学業にプラスの効果をもたらしている、とする仮説を検証する試みがなされている。

⁷ 移民の子どもには、2種類ある。一つめは、親が移民としてアメリカに入国し、その親の元にアメリカで生まれたいわゆる移民2世である。二つめは、子ども自身が移民として親と共にアメリカに入国したケースである。後者は1.5世代とも呼ばれている。

⁸ 国勢調査の方でも外国語の連絡票を用意し、調査員には守秘義務があること等を印刷し協力を求めている。

⁹ 2000年国勢調査の連絡票・調査票等は、17カ国語に翻訳された。その内訳は、英語、ハングル、中国

一方、不利な点としては、本稿の関心の中心である「不就学」を定義通りに用いることができない点あげられる。国勢調査では、教育区分を「在学中」、「卒業」、「未就学」の三つに分けており、義務教育相当年齢で学校に行っていない場合「未就学」に分類される。従って、「未就学」が不就学なのか、それとも不登校状態にあるのか、区別がつかない。また、韓国・朝鮮や中国国籍の場合、オールドカマーとニューカマーの区別をつけることができない。同じ国籍といっても前者と後者の間には大きな違いがあり、まとめて分析することは本来の目的からすれば避けるべきであろう。また、国勢調査では子どもの出生国、子どもの日本における通算居住年数の情報が得られない。一般に移民の適応に関する研究においては、時間の経過と共に移民の社会経済的特徴は受入国のネイティブのそれに収斂していくとされている (Alba and Nee 2003)。出生国・日本における通算居住年数の情報が得られれば、現在、観察されているような不就学が来日当初に見られる一時的な現象なのか、それとも日本での居住年数が長期にわたっても継続して見られる現象なのかをある程度、判断することができる。一時的か長期的な現象なのかが判明すれば、それによって政策的対応も自ずと異なってくる。

本分析のサンプルは、世帯員の中に外国人が1人以上おり、かつ、0歳から17歳までの未婚の子どもがいる世帯の子ども全員である。子どもが単位となっているため、1世帯に子どもが2人以上いれば、同世帯の子ども全員が分析単位としてデータに入る。外国人世帯には様々な家族類型が考えられるため、世帯主からみた0-17歳の未婚の子どもの続柄は「世帯主の子」だけではなく、「孫」や「きょうだい」等も考えられる。従って、この分析では子どもの続柄を世帯主の子だけに限定していない。ただ、子ども本人が世帯主であるケースは分析から除いている。国籍によって就学を規定する要因が大きく異なっていることが予想されるので、分析は子どもの国籍別に行う。分析の対象に選んだのは、日本、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ブラジル、ペルー、の6カ国である。これらの国籍を選択したのは、日本国籍を除く5カ国で2003年の在留外国人の約85%を占めるためである(法務省2005)。

分析の対象は、義務教育年齢¹⁰に確実に相当する7歳から14歳の子どもで、以下で説明する従属変数と説明変数に欠損値のない142,636人である。分析では先行研究から得られた知見を整理し、居住地域、世帯の特徴、世帯主、世帯主の配偶者、及び子ども自身の属性が子どもの就学状況にどのような影響を及ぼしているのかを探る。ただし、残念ながら本分析は定量的な分析であるため、学校や教育委員会のあり方等の構造的な要因の影響を測定することはできなかった。

語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、マレー語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、タガログ語、ペルシャ語、ベンガル語、ミャンマー語、ウルドゥー語、ロシア語である(総務省統計局統計調査部国勢統計課)。2005年調査では、この他にルーマニア語、ヒンディ語が追加になっている。

¹⁰ 義務教育は、子どもが満6歳に達した日の翌日以降最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで小学校へ、同課程修了後、同様に満15歳に達した日の属する学年の終わりまで中学校に就学する、となっている(手塚1999)。

表1は、分析で用いるデータの国籍別サンプル数である。全国籍のうち、外国籍は49.2%、日本国籍は50.8%でほぼ半分ずつである。全国籍中、韓国・朝鮮が24.5%、中国が8.4%、フィリピンが1.7%、ブラジルが7.6%、ペルーが1.6%、無国籍・不詳が0.3%となっている。

[表1]

本分析の従属変数は、子どもの就学状況である。就学状況は、国勢調査の中の「在学中・卒業・未就学の別」の項目を用い、「在学中」を「就学」、「未就学」を「不就学」として扱う。その上で独立変数を投入し、ロジット・モデルを用いてそれぞれの独立変数が子どもの就学に与える影響を推定する。

独立変数には、居住地の特徴として居住県を表すダミー変数を投入する。居住県を変数に含めたのは、近年、外国人の子どもの就学に関する自治体の対応が異なることが指摘されているためである（佐久間 2006；広田 2001）。子どもの国籍別にみて、最もサンプル中の子どもの居住割合の高い3県をダミー変数として投入する。基準は、上位3県以外のその他の県である。その国籍の子どもの居住割合の高い三県に住んでいた場合、ダミー変数の値は1をとる。3県以外のその他の県の場合、値は0となる。子どもの国籍によって居住県の分布が大きくことなるので、居住県ダミーには子どもの国籍によって異なる県を投入する。各国籍別のモデルに投入した居住割合の多い上位三県は、表2の通りである。

[表2]

世帯の特徴を表す独立変数として、外国人世帯員数、同居子ども数、末子年齢を投入する。一般に、外国人世帯員数が多く日本人世帯員数が少ないほど日本の教育に関する情報を把握するのに困難が伴うことが予想される。また、将来的にも母国に戻る可能性が高まり、日本の学校へ就学するインセンティブが弱いと思われる（宮島 2003）。¹¹同居子ども数は、上の子どもが通学せずに家で下のきょうだいの面倒を見ているケースが多々見られることが報告されていることから投入する（イシカワ 2005；竹ノ下 2005）。末子年齢も同様の理由で投入する。子どもの年齢が低いほど世話が必要となり、保護者が就業で不在であるような場合に上の子どもにその役割が廻ってくる可能性が高いと思われる。

世帯主の属性として、世帯主の配偶状況、学歴、就業状況を投入する。配偶状況は、「未婚・離別・死別」を基準とし、「配偶者あり」の場合は1の値をとるダミー変数である。米国の移民の子どもの高校就学に関する研究においては、両親がそろっている場合、不就学

¹¹ もちろん、日本の学校に就学していなくとも、それぞれのエスニック・グループを対象とした学校に子どもが就学している可能性は高いと思われる。しかし、本稿で用いる2000年国勢調査では、子どもが就学しているのか否か、就学している場合、小学校・中学校・高校・大学なのか、といった区別はわかるが、就学先が日本の学校なのか、民族学校なのか、まではわからない。

の確率が低くなるという結果が得られている (Hirschman 2001)。日本の場合、世帯主の配偶状況が子どもの就学にどのような影響を与えるのか、まだ十分な検討がなされていない。米国では、一般に外国籍の世帯主のいる世帯では、世帯主に配偶者がいる割合が受け入れ国のネイティブよりも高い (Jensen and Chitose 1994; Jensen 2001)。しかし、両親がそろっていても日本の学校に関する情報を収集すること、学校とのコミュニケーションを図ること等に困難が伴うことから、外国籍で一人親の場合には子どもの教育に関する問題も更に大きいことが予想される。特に日本人夫との結婚が多いフィリピン国籍の女性の場合、離婚件数も多く、しかも女性が非正規滞在者である場合も多いことから (西口 2005)、フィリピン国籍の一人親で子どもの不就学が多いことが予想される。

学歴は、「中学以下」を基準とし、「高校」、「短大以上」を表すダミー変数とする。就業状況は、「非就業」を基準とし、「就業」であれば 1 の値を取るダミー変数として投入する。配偶者の学歴と就業状況も独立変数としてモデルに投入する。配偶者の学歴は、「中学以下」と「配偶者無し」を基準とする。残りのダミー変数の分類は、世帯主と同様である。配偶者の学歴は、「非就業」と「配偶者無し」を基準とし、「就業」状態であれば 1 の値を取るダミー変数である。

子ども自身の属性としては、子どもの年齢と 5 年前の常住地を投入する。子どもの年齢の影響は定かではないが、低いほど就学の割合が低いことが考えられる。というのも日本の教育事情が十分に把握されておらず、就学通知も読めなければ、小学校に入学しなければならないという事を保護者は知らずにいるかもしれないためである。年齢がある程度大きければ、本来子どもは学校に通学しなければならないということは、保護者に理解されていると思われる。

5 年前の常住地は、「現住所」を基準とし「現住所とは異なるが、同じ県内」、「現住所とは異なり、他県」、「国外から転入」の三つをダミー変数として投入する。不就学の要因として移動の頻繁さが挙げられているが、5 年前の常住地を導入したのは、この知見を検証するためである。現住所から離れた地域に居住していたほど不就学になる可能性は高いと予想される。即ち 5 年前の常住地が海外である場合、不就学になる可能性が最も高いと予想される。国内の移動においても同じ県内に居住していたよりは他県に居住していた方が不就学になる可能性は高いと考えられる。

4. 分析結果

表 3 に子どもの国籍別にみた不就学割合を示す。まず、7 歳～14 歳合計の不就学率をみると、最も高いのはブラジルの 3.13%、続いてペルーとフィリピンが 2.43%と同レベルならんでいる。中国、韓国・朝鮮、日本の不就学割合はおしなべて低く、全て 1%を切っている。中でも韓国・朝鮮の不就学割合は、0.28%と最も低い。年齢別に不就学の割合を見ていくと、全ての国籍について不就学の割合は 7 歳で最も高い。中でもブラジルとフィリピンの不就学率は高く、それぞれ 8.04%、6.23%に達している。一方、不就学率が最も低い

年齢は国籍によって異なる。しかし、概ね 11 歳以上で不就学率は最も低くなる傾向がみられる。表 3 から得られた不就学率は、これまでニューカマー集住地域を中心に行われてきた調査の不就学の推定値よりも大幅に低い。

[表 3]

表 4 は、子どもの国籍・就学状況別に分析に用いる変数の記述統計を示している。まず地域の特徴から見ると、日本国籍の場合、居住割合の高い東京都、大阪府、神奈川県（県 1 から県 3）で就学している子どもの割合が高い傾向が見られるが、就学・不就学による際だった違いは見られない。韓国・朝鮮国籍では、最も居住割合の高い大阪府で就学の割合が不就学のそれよりも高い。しかし、次に居住割合の高い東京都では逆の傾向を示しており、3 番目の兵庫県ではまた就学している子どもの割合の方が高くなっている。中国国籍をみると、居住割合の高い東京・神奈川で不就学の分布が就学の分布よりも高い。フィリピン国籍をみると、最も居住割合の高い東京都で就学の割合が不就学のそれを上回っているが、2 番目の千葉県、3 番目の神奈川県で不就学の割合がかなり高くなっている。ブラジル国籍では、最も居住割合の高い愛知県で就学している子どもの割合が不就学よりも比較的高い。しかし、2 番目・3 番目に居住割合の高い静岡県・群馬県においては、就学・不就学ともほぼ同レベルにある。最後にペルー国籍の状況をみると、居住割合の高い神奈川県・愛知県で際だって就学の割合が不就学の割合よりも高いのが目を引く。

[表 4]

世帯の特徴として全ての国籍に共通しているのは、就学している子どもの世帯の方が子どもの平均年齢が高いことである。これは、仮説で示した「子どもが親の役割を演じるため不就学になる」と矛盾しない。同じ仮説を検証するために投入した「同居子ども数」の平均値は、フィリピンを除く 5 カ国で就学している子どもの世帯の方が高かった。これは予想と反する結果となっている。

世帯主の配偶状況が「未婚・離別・死別」である子どもの割合は、フィリピン、ブラジル、ペルー、日本で不就学の子どもの方が就学している子どもよりも高かった。しかし、韓国・朝鮮、中国においては逆の傾向が見られた。世帯主の学歴は、フィリピンを除く全ての国で「中学以下」の割合が不就学の方で高い。配偶者の学歴も同様の傾向を示しているが、不就学の子どもの方で配偶者の学歴が低い者の割合が更に高い。特にフィリピン・ペルーにおいては、配偶者の学歴が「中学以下」の子どもの割合が不就学の子どもで 40% 台後半に達している。世帯主の就業状況については、フィリピンを除く全ての国籍において、不就学の子どもの方で「非就業者」の割合が高い。配偶者の就業状況も同傾向を示しているが「学歴」同様、全ての国籍についてその傾向はより明確である。

子どもの年齢は、全ての国籍について一貫して不就学の子どもの方で低い。また、子どもの5年前の常住地をみると、中国を除く全ての国籍において「国外から転入」の割合が不就学の子どもの方で高い。特にブラジルで「国外から転入」の割合が就学と不就学の子どもの間で違いが大きい。就学では49.4%であるのに対し、不就学では63.3%にも達している。一方、5年前の常住値が「他県」である子どもの割合にそれほど大きな違いは見られなかった。

表5は、7歳から14歳までの子どもの就学の規定要因を、ロジットモデルを用いて子どもの国籍別に分析した結果である。まず、日本国籍についてみると、子どもの就学に有意な影響を及ぼしているのは、同居子ども数、末子年齢、子どもの年齢、そして子どもの5年前の常住地の中の「国外から転入」である。末子年齢はプラスで有意となっており、予想通り世帯内の末子の年齢が高くなるほど、子どもが就学する可能性は高くなる。具体的には、末子の年齢が1歳上昇すると日本国籍の子どもが就学するオッズは10%弱上昇する。一方、同居子ども数もプラスで有意となっており、同居子ども数が多くなるほど子どもの就学する可能性が高くなることを示している。特に同居子ども数の影響は強く、子ども数が1人増えると就学のオッズが70%上昇する。この分析で末子年齢と同居子ども数を投入したのは、子どもが下のきょうだいの面倒を見るために不就学になる可能性があるかどうかを検証するためであった。末子年齢の影響がプラスであることは、この仮説を棄却するには至らないが、同居子ども数の影響がプラスであることは、この仮説とは逆の結果を示すことになる。より正確に下のきょうだいの影響を検証するには、対象となる子どもに下のきょうだいがあるか否かを考慮に入れる必要がある。世帯主・配偶者の学歴、世帯主・配偶者の就業状況には、目立った効果は見られない。

[表5]

子どもの属性では、子ども自身の年齢と5年前の居住地で有意な効果が見られた。子どもの年齢の効果はプラスであり、子どもの年齢が1歳上昇するにつれ就学するオッズが40%上昇する。また、子どもの5年前の居住地の影響は、5年前の居住地が国外である場合、マイナスの影響を及ぼしていた。即ち、5年前に国外に居住していた子どもは、5年前現在と同じ居住地にいた子どもに比べて約40%就学しているオッズが低い。日本国籍の場合、世帯主や配偶者の社会・経済学的属性よりも、世帯の人口学的属性、子ども自身の人口学的属性、そして子どもの居住状況が就学を規定する強力な変数となっている。

韓国・朝鮮国籍の子どもでは、同居子ども数、世帯主の就業状況、子どもの5年前の常住地が有意な影響を与えている。韓国・朝鮮国籍においても日本国籍同様、同居子ども数は就学に対してプラスの影響を及ぼしている。同居子ども数は1人増加すると子どもの就学オッズが約60%上昇する。韓国・朝鮮国籍の場合、日本国籍と異なるのは末子年齢が有意な効果を発揮していないことである。

世帯主・配偶者、及び子どもの属性では、世帯主の就業状況、子どもの年齢、子どもの5年前の居住地が就学に影響を与えている。世帯主が非就業である場合に比べて、世帯主が就業している場合は、子どもの就学のオッズは65%高くなる。一方、子どもの年齢は1歳上がるごとに就学するオッズが65%上昇する。子どもの5年前の居住地も重要な規定要因である。韓国・朝鮮国籍の子どもの場合、5年前に現住地にいた子どもに比べて、5年前、他県・国外にいた子どもの就学の可能性は変わらないが、県内の他の住所にいた子どもの就学の可能性は有意に低い。通常は、5年前の居住地が現住所から遠いほど就学の可能性が低下すると考えられるが、これは興味深い結果である。また、韓国・朝鮮の場合、「国外」の係数はマイナスではあったが、統計的には有意ではなかった。このような解釈が難しい結果が出たのは、やはり分析にオールドカマーとニューカマー両方が混在しているためであろう。ニューカマーのみを分析対照としていれば、少なくとも「国外」の影響は子どもの就学に有意にマイナスの効果を及ぼしている可能性が高い。

中国国籍の子どもの就学に影響を及ぼしているのは、子どもの年齢のみであった。子どもの年齢は就学プラスの効果を与えており、具体的には年齢が1歳上がると就学のオッズは約50%上昇する結果となっている。中国国籍もオールドカマーとニューカマーが一緒に分析されてしまっているが、「国外」のマイナスの影響はほとんど見られない。中国国籍に関しては、他の報告でも示されているようにニューカマーの世帯主の学歴は非常に高い(千年2007)。そのため、近年国外から転入した子どもであっても就学している可能性が高いのかもしれない。

フィリピン国籍の子どもの就学は、外国人世帯員数、配偶者の学歴、配偶者の就業状況、子どもの年齢から影響を受けている。フィリピン国籍の場合、外国人世帯員数は子どもの就学に対してマイナスの効果を及ぼしている。外国人世帯員が1人増加すると、子どもの就学オッズは約35%低下する。また、世帯主の学歴は子どもの就学に影響を与えていないが、配偶者の学歴はかなり大きな影響を与えている。表5によると、配偶者の学歴が「高校」の場合、就学のオッズは配偶者の学歴が「中学以下」に比べて3倍高くなり、学歴が「短大以上」の場合は2.6倍高くなる。同様に世帯主の就業状況は子どもの就学に影響を与えていないが、配偶者の就業状況は大きく影響する。配偶者が就業している子どもの就学オッズは基準グループ(配偶者がいない/配偶者が非就業)に比べて2.3倍高い。子どもの年齢は、やはりプラスに効いている。年齢が1歳上がるごとに就学のオッズは1.4倍高くなっている。フィリピンの子どもの就学状況は、他の国籍にも共通な子どもの年齢の他、配偶者の学歴・就業状況が大きく影響していることが読み取れる。

ブラジル国籍の子どもの就学は、居住県、外国人世帯員数、同居子ども数、配偶者の学歴、配偶者の就業状況、子どもの年齢、子どもの5年前の常住地などの様々な変数から影響を受けている。まず、愛知県(県1)に居住している場合、その他の県に比べて就学のオッズは1.4倍高い。静岡県(県2)、群馬県(県3)に居住する子どもの就学は、その他の県と同レベルにある。世帯の特徴では、フィリピン同様、外国籍世帯員数の効果はマイナ

スとなっている。ブラジル国籍の場合、同居子ども数の効果はプラスとなっており、子どもが1人増加すると就学のオッズは60%上昇するという大変強い効果を持っている。

世帯主・配偶者・子ども自身の属性では、やはり世帯主よりも配偶者の学歴の影響が大きい。配偶者が「中学以下 / 配偶者無し」の学歴である子どもに比べて、「高校」の子どもの就学オッズは、1.3倍、「短大以上」の子どもの就学オッズは2倍である。親の就業状況でも世帯主は子どもの就学に影響を及ぼさないが、配偶者の就業状況は大きな影響を与えている。配偶者が就業している場合、「非就業 / 配偶者がいない」子どもに比べて就学のオッズは30%上昇する結果となっている。子どもの年齢は他の国籍同様、強いプラスの効果を発揮している。子どもの年齢が1歳上昇すると、就学のオッズは約30%高くなる。子どもの5年間前の常住地では、子どもの常住地が「国外」であった場合、「現住所」であった子どもに比べて就学のオッズが約半分に低下する。5年前の居住地が「県内の他の住所」、「他県」であった場合、「現住所」に比べて就学の可能性は同レベルであった。即ち、ブラジル人集住地域における調査でしばしば指摘のあった国内移動の影響は、本分析においては確認することはできなかった。

ペルー国籍の子どもの就学は、居住県、末子年齢、配偶者の就業状況、子どもの年齢に規定されている。愛知県（県2）において、ペルー国籍の子どもの就学の可能性がその他の県よりも有意に高くなっている。ペルー国籍では外国籍世帯員数、同居子ども数は有意な影響を与えていない。末子年齢の効果は他の国籍の場合と反対で、マイナスで有意となっており、末子の年齢が1歳あがると就学のオッズが約10%低下する。配偶者の就業状況が子どもの就学に与える影響は非常に強い。配偶者が就業している場合、非就業者と比較して子どもが就学するオッズは2.4倍である。子どもの年齢は他の国籍同様、高いほど就学の確率が高く、年齢が1歳上がるごとに就学のオッズが約25%高くなる。子どもの5年前の常住地は、有意な効果を及ぼしてはいなかった。サンプル数が小さかったためか、統計的には有意なレベルに達していないが、神奈川県（県1）、世帯主・配偶者の学歴（短大以上）は係数が大きい。より大きなサンプルが得られていれば、これらの変数のプラスの影響が確認されていたかもしれない。

5. まとめ

本稿では、2000年国勢調査を用い7歳～14歳の外国ルーツの子ども（日本、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ブラジル、ペルー）を対象として、小学校・中学校（義務教育）への不就学率の把握と就学を規定する要因について分析を試みた。

まず、不就学率であるが、最も低いのは韓国・朝鮮の0.3%、最も高いのはブラジルの3.1%であった。不就学率は、調査によって様々な数値が出されているが、本分析のブラジル国籍の子どもの結果は、2002・2003年度に実施された群馬県邑楽郡大泉町教育委員会による調査結果（帰国・転出した子どもを除くと、不就学の割合は5.6%）に近い。国勢調査を用いた本分析で不就学率が他の調査よりも低く出た理由としては、以下の2点が考えられる。

第1に対象とした年齢である。本分析では義務教育を確実に受けていなければならない7歳～14歳を対象とし、小学校入学、高校入学の境に当たる6歳、15歳を除いた。従って、小学校1年生に相当する年齢が抜けている。一方、子どもの不就学は、小学校1年生時点で高いことが予想される。なぜなら、前述したように日本では小学校へ入学する年齢が決められており、その学籍名簿にしたがって入学通知が送付されるが、外国籍の子どもの場合は就学案内が送付されるだけである。実際に子どもが就学しなくても名簿をチェックし、保護者に働きかける、といったことはしない場合が多々ある(宮島・太田 2005)。そのため、就学年齢に達しても子どもを就学させることを知らないか、就学させなくても行政からの働きかけが無い場合、そのまま放置しているケースが1年生に該当する年齢で多いことが考えられる。実際、本稿で行った分析においても、全ての国籍で一貫して子どもの年齢は就学とプラスの関係にあった。第2に、国勢調査という調査の性格である。国勢調査は、自計方式であり、子どもの出生年月や就学状況等の回答が正確であるかどうかを確認することはできない。その点、外国人登録から抽出されるサンプルは、非正規滞在者がサンプルから漏れる可能性は高いが、正規滞在者であれば、登録時にパスポート等の書類を提出するため、より正確な情報を得られる可能性が高い。

一方、現実の子どもの不就学割合はこれまでブラジル国籍の子どもの対象に行われた地域限定的な調査から得られた数値よりも、実際には低いという可能性もある。これまでは全国を対象に行われた不就学に関する調査の実績が無い場合、もっぱらブラジル国籍者が多数居住する地域を対象とした調査から得られた不就学率が参考としてあげられている。全国レベルの調査としては、文部科学省が2005年から2年間にわたって外国人の子どもの不就学の調査を行っている。しかし、全国レベルといっても主にブラジル人集住地域を中心とした12地域(8府県)¹²を調査対象地域としており、国勢調査から得られた結果とはまた異なる可能性がある(文部科学省 2006)。しかもこの文部科学省の調査では、多くが外国人登録をしている義務教育年齢段階の子どものいる家庭から対象者を抽出するため(文部科学省 2006)、非正規滞在者のほとんどは対象からはずれてしまう。その点、国勢調査は滞在資格に関係無く情報を収集しているため、こちらから得られた数値の方がより現実に近いとも考えられる。

不就学の規定要因は、子どもの国籍により様々であることがわかった。対象とした国籍全てに共通していたのは、子どもの年齢である。7歳～14歳では子どもの年齢が高くなるほど就学の可能性は高くなる。もしも6歳を分析対象に入れていたなら、その傾向は更に強まっていたかもしれない。子どもの年齢が高くなるほど就学の可能性が高まるのは、年齢が低い場合は他地域への転入で就学案内が送付されなかったり、送付されても読めなかったり、低年齢のため就学させなくてもよいと保護者が考えていたり等の様々な理由があ

¹² 調査対象地域は、以下の通りである。太田市(群馬県)、飯田市(長野県)、美濃加茂市(岐阜県)、掛川市(静岡県)、浜松市(静岡県)、富士市(静岡県)、岡崎市(愛知県)、四日市市(三重県)、大阪市(大阪府)、豊中市(大阪府)、兵庫県(神戸市、姫路市)。

るだろう。

同居子ども数も、日本、韓国・朝鮮、ブラジルで就学とプラスの関係にあることが判明した。即ち、子ども数が多いほど子どもの就学の可能性は高くなる。ペルーでは、末子年齢の符号はマイナス、係数自体は大きい有意なレベルには達していない。サンプル数の少なさが影響しているかもしれない。仮説では、きょうだいの面倒を見るため通学していない子どもが多いことから、同居子ども数は就学にマイナスの作用があると予想していた。ここであげた仮説を検証するには、そもそも下のきょうだいの有無・人数等を変数に入れるべきであったが、データ貸し出し手続きの都合上、それは不可能である。この結果は、兄・姉であろうと弟・妹であろうと、きょうだいがいる方が就学への動機付けが維持されやすいということを示しているのかもしれない（山脇 2005）。

一方、末子年齢は、日本とペルーのみで有意でありしかも符号は逆である。日本の場合、末子年齢が高いほど子どもが就学する可能性は高い。一方、ペルーの場合、末子年齢が高いほど子どもが就学する可能性は低い。仮説では、子どもの面倒をみるため就学できないケースが多々見られることから、末子年齢が高いほど就学の可能性は高まると予想していた。日本国籍の場合、この仮説は当てはまるがペルーでは当てはまらない。ペルーの場合、スペイン語の通信教育を受けるという選択肢も選べるため（山脇 2005）、子どもの年齢がある程度高くなり、下のきょうだい達の面倒を見る必要がなければ就学せず、在宅で通信教育を受けている可能性も考えられる。

親の影響という点では、世帯主よりも配偶者の方が子どもの就学に影響力を持っている。例えば、配偶者の学歴は非常に強い影響を子どもの就学に及ぼしており、なかでもフィリピン・ブラジルでその影響が大きい。ペルーでは配偶者の「短大以上」の係数が大きいにもかかわらず有意にはなっていないが、サンプル数の少なさが影響しているかもしれない。当然ながら配偶者の学歴が高いほど子どもが就学している可能性は高い。学歴が高ければ日本における教育行政の情報が入手しやすいであろうし、子どもを学校に就学させようという親の意識も高いと思われる。一方、世帯主の学歴は、子どもの就学に影響を及ぼしてはいなかった。

配偶者の就業状況も世帯主よりも影響力が強い。フィリピン、ブラジル、ペルーにおいては配偶者が就業している方が非就業である場合よりも子どもの就学の可能性が高くなる。配偶者が就業していると南米系で就学の可能性が高まるのは、ブラジル人学校やペルー人学校に通わせるのに学費が高いためであるかもしれない。

子どもの5年前の常住地の影響は、ブラジルと日本国籍では「国外」であった場合、就学にマイナスの作用を及ぼしている。特にブラジルでその影響が大きく、5年前に「国外」であった子どもは「現住所」であった子どもと比べて、就学の可能性は半分程度に低下してしまう。他の国籍の子どもでは「国外」の係数はマイナスではあっても、有意にはなっていない。なぜブラジル国籍の子どもの場合、「国外」はこれほど強い影響になるのだろうか。国勢調査では、日本への入国年までは聞いていないため確認することは出来ないが、

ブラジル国籍の子供の場合、他の国籍の子どもに比べて入国してまだ日が浅い子ども達が多かったのかもしれない。

居住県による違いは、ブラジル・ペルーではっきりと差が出た。両国籍とも集住県である愛知県に居住している場合、就学の可能性は非常に高くなる。愛知県は南米日系人が多数居住しており、県内の自治体が独自に就学支援策を講じていることや、ブラジル人学校等の民族学校が多く設置されていることも就学を促進する方向に働いているものと考えられる。

本分析を通じて、外国籍の子どもの不就学率、そして不就学の要因は子どもの国籍によって大幅に異なることがわかった。これまでの研究ではもっぱらブラジル国籍の子どもの不就学に関心が寄せられていたが、フィリピンやペルー国籍の子どもに対しても早急な対応が望まれる。不就学は、子どもの国籍によって要因と考えられる変数の影響が違うことから、子どもの国籍に特有な条件を考慮したきめ細かい対策が必要である。一方、子どもの就学状態に与える要因として各国に共通のものも見受けられた。例えば、子どもの年齢は高くなるほど不就学になる可能性は低くなることがわかった。この問題に対処するには、入学案内送付の徹底をはかる必要があるが、それを行うには学籍名簿を作成する際に必須となる外国人登録を住民票なみに転入・転出の報告を義務化する必要があるだろう。

また、配偶者の学歴・就業状況も取り上げた国籍の中で大きな影響を与えていた変数である。本分析で配偶者の学歴・就業状況が世帯主のそれよりも子どもの就学に多大な影響を与えることが見出されたが、これまでのケーススタディを中心とした研究においては、配偶者の学歴・就業状況はそれほど重要な変数とは捉えられていなかった。その意味で、今後の子どもの就学に関する調査においては、配偶者の学歴・就業状況により注目する必要があるだろう。特にフィリピン国籍の場合、なぜ女性が就業していると子どもの就学の可能性が高まるのか、そのメカニズムの解明が待たれるところである。

ブラジル・ペルー国籍において居住県が就学に影響を及ぼしていることは、佐久間(2006)の指摘している自治体の対応格差が現れていることをサポートする結果となった。分析によると、愛知県に居住している場合、ブラジル・ペルー国籍の子どもの就学の可能性が非常に高くなる。特にペルー国籍の場合、居住割合の高い上位3県以外に住む子どもに比べて愛知県に住む子どもは、就学のオッズが7.5倍高かった。愛知県におけるブラジル・ペルー国籍の集住地域の属する自治体において、どのような教育支援策やエスニック学校の存在などが子どもたちの就学を促しているのか詳細に検討する必要があるだろう。

残念ながら本分析においては、日本における滞在年数が子どもの就学にどのような影響を及ぼすのか検討することはできなかった。受入国で出生したかどうかの情報、及び滞在年数は子どもの受入国における適応状況をはかる上でははずせない変数である。その代理変数として投入したのが子どもの5年前の常住地であった。居住年数の代理変数としては不十分であるが、5年前国外にいたブラジル・日本国籍の子どもの不就学の可能性が高いという結果が出た。これだけでは、1年未満～5年前のどの時点で海外にいたのか不明であり

はっきりしたことは言えない。しかし、一般に滞在年数が長いほど受入国に適応していくと考えられることから、この 2 つの国籍の場合、比較的近年入国したケースが多かったのかもしれない。また、もし滞在年数が就学にプラスに作用しているならば、日本と母国との行き来が頻繁にあるブラジル国籍の子どもの場合、たとえ日本での通算滞在年数が長くとも、就学には不利に働くであろう。

教育は、子どもの育ちと将来どのような成人になるかを大きく規定する重要な事項である。外国籍の子ども達、そして外国ルーツの子ども達は、今後ますます増加し、将来の日本を支える存在になる。以上を前提とした上で必要なのは、現在の子どもの就学状況を正確に把握し、不就学となる要因を解明し、それへの対策を子どもの背景を考慮に入れながら、きめ細かく対応していくことである。

参考文献

愛知県豊橋市企画部国際交流課（2003）「日系ブラジル人実態調査」、豊橋市企画部国際交流課。

池上重弘（2001）『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』明石書店

イシカワ エウニセ アケミ（2005）「家族は子どもの教育にどうかかわるか—出稼ぎ型ライフスタイルと親の悩み—」宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 77-96.

太田晴雄・坪谷美欧子（2005）「学校に通わない子どもたち—「不就学」の現状—」宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 17-36.

太田晴雄（2005）「日本的モノカルチュラリズムと学習困難」宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 57-75.

小内 透（2003a）『在日ブラジル人の教育と保育』明石書店

小内 透（2003b）「在日ブラジル人の教育問題—群馬県太田・大泉地区の実態をふまえて」駒井 洋監修、石井由香編著『移民の居住と生活』明石書店, pp. 216-233.

外国人集住都市会議（2007）「外国人集住都市会議これまでの活動と流れ」

<http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/>

鍛冶 致（2003）「中国帰国生徒の進路—中国での居住地と日本での編入学年—」駒井 洋監修、石井由香編著（2003）『移民の居住と生活』明石書店, pp. 234-254.

群馬県邑楽郡大泉町教育委員会（2004）「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業 不就学外国人児童生徒の実態把握と就学支援のあり方」

小島 祥美・中村安秀・横尾明親（2004）「共に育むふれあい交流都市をめざして—岐阜県可児市の歩み—」外国人の子どもと日本の教育環境に関する実態調査報告書, 岐阜県可児市

佐久間孝正（2006）『外国人の子どもと不就学—異文化に開かれた教育とは—』勁草書房

佐久間孝正 (2005) 「多文化に開かれた教育に向けて」 宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp.217.-238.

竹ノ下弘久 (2005) 「「不登校」と「不就学」をめぐる意味世界—学校世界は子どもたちにどう経験されているか—」 宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 119-138.

田房由紀子 (2005) 「子ども達の教育におけるモデルの不在—ベトナム出身者を中心に—」 宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 155-169.

千年よしみ (2007) 「外国ルーツの子どもの生活実態」『人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成 18 年度総合研究報告書

坪谷美欧子 (2005) 「地域で学習をサポートする」 宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 193-215.

手塚和彰 (1999) 『外国人と法』(第2版) 有斐閣

広田康生 (2001) 「総論—多文化化する学校・地域社会」『多文化主義と多文化教育』明石書店, pp. 15-33.

錦織 彰 (1997) 「無国籍の子どもたち」『日本で暮らす外国人の子どもたち—一定住化時代と子どもの権利—』明石書店, pp. 115-146.

西口里紗 (2005) 「揺らぐ母子関係の中で—フィリピン人の子どもの生きる環境と就学問題—」 宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, pp. 171-189.

法務省 (2005) 平成 xx 年度在留外国人統計 法務省入国管理局

宮島 喬 (2003) 『共に行きられる日本へ—外国人施策とその課題—』有斐閣選書

宮島 喬 (2005) 「学校教育システムにおける受容と排除」 宮島 喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題—』有斐閣選書, pp. 37-56.

宮島 喬・太田晴雄 (2005) 「外国人の子どもと日本の学校」 宮島 喬・太田晴雄編『外国